

# 指標の新設・見直し等について

## 中目標1 食料の安定供給の確保

### 現行指標

### 新設・見直し等を行う指標

| 政策分野                               |  | ① 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保 [消費・安全局] |                 |             |     |                      |   |                       |               |
|------------------------------------|--|--|-----------------|-------------|-----|----------------------|---|-----------------------|---------------|
| 施策                                 |  | (1) 科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化             |                 |             |     |                      |   |                       |               |
| 目標                                 | 指標   | 基準値<br>(年度・時点)                           | 目標値<br>(年度)     | 29年度<br>目標値 |     |                      |   |                       |               |
| ② 生産から消費に至る一連の食品供給行程における安全管理の取組の強化 | (7) ガイドラインに則したGAP導入産地割合                      | 23%<br>(平成25年度)                          | 70%<br>(平成30年度) | 51%         | 見直し | (7) 国際水準GAPの認証取得経営体数 | 4,500経営体<br>(平成28年度)                          | 13,500経営体<br>(平成31年度) | 5,500経営体      |
|                                    | (4) 中小規模層(年間販売額1億円～50億円)の食品製造事業者におけるHACCP導入率 | 27%<br>(24年度)                            | 50%<br>(35年度)   | 37%         |     | 見直し                  | (4) 食品製造事業者におけるHACCPの考え方に基づく衛生管理を実施している事業者の割合 | 29%<br>(28年度)         | 80%<br>(33年度) |

※ 食料・農業・農村基本計画においては、「農業者や産地において、農業生産工程管理（GAP）の導入が進んでいるものの、取組の水準にばらつきが見られることから、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に則した一定水準以上のGAPの普及、拡大を推進する」とこととされている。このため、「ガイドラインに則したGAP導入産地割合」を指標として選定していた。  
しかしながら、ガイドラインに則したGAPをさらに発展させた国際水準のGAPを実践する農業者の拡大が重要となっているため、国際水準GAPの認証取得経営体数として指標を再設定した。

※ 中小規模層の食品製造事業者におけるHACCP導入率は、平成28年度に45%と着実に増加しているところ。他方、諸外国でHACCPの義務づけが進んでいるという国際情勢と、食中毒件数が下げ止まる中で食品安全の向上という社会的要請に対応していくためには、小規模の事業者も含めてHACCPの考え方に基づく衛生管理の普及を図っていくことが重要であることから、小規模の事業者も含めて食品製造事業者全体の取組状況を指標とする必要がある。  
また、厚生労働省の有識者検討会のとりまとめを受け、業界団体が食品・業態ごとにHACCPの考え方に基づく衛生管理のための手引書を作成する予定であることから、手引書に従って衛生管理を行っている事業者も含めて導入状況を評価する必要がある。  
このため、「食品製造事業者におけるHACCPの考え方に基づく衛生管理を実施している事業者の割合」を測定指標として選定した。  
目標値については、平成32年度までに概ね全ての食品・業態でHACCPの考え方に基づく衛生管理のための手引書が作成され、その上で手引書が整備された食品・業態の事業者が順次HACCPの考え方に基づく衛生管理を導入するものとして設定した。また、平成29年度から平成33年度までの目標値の設定に当たっては、毎年度、一定の割合で増加するのに加え、平成32年度までに手引書が整備されることにより、導入が加速するものとして設定した。

現行指標

新設・見直し等を行う指標

| 政策分野                                    |                            | ② 幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承 [食料産業局]  |                   |             |     |   |   |                |               |             |
|---|----------------------------|---|-------------------|-------------|-----|---|---|----------------|---------------|-------------|
| 施策                                      |                            | (1) 「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と国産農産物の消費拡大及び「和食」の保護・継承 |                   |             |     |   |   |                |               |             |
| 目標                                      | 指標                         | 基準値<br>(年度・時点)                                  | 目標値<br>(年度)       | 29年度<br>目標値 |     | 目標                                      | 指標  | 基準値<br>(年度・時点) | 目標値<br>(年度)   | 29年度<br>目標値 |
| 2 「日本型食生活」の推進や「和食」の保護・継承等を通じた国産農産物の消費拡大 | (7) 国産農林水産物消費拡大運動に参加する事業者数 | 9,434社<br>(27年度)                                | 12,000社<br>(30年度) | 11,100社     | 見直し | 2 「日本型食生活」の推進や「和食」の保護・継承等を通じた国産農産物の消費拡大 | (7) 国民運動を通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合   | 4%<br>(27年度)   | 12%<br>(30年度) | 9.3%        |
|   |                            |   |                   |             |     |   | <p>※ 国産農林水産物の消費拡大を推進するためには、国産農林水産物を意識して購入する消費者の割合を増やすことが必要であり、そのためには、国産農林水産物・食品の供給側である食品事業者等による国産消費拡大に向けた取組も必要である。</p> <p>このため、対象となる行政事業レビューシートにおいて、それぞれに対応した、「①国民運動を通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合」と「②国民運動に参加する事業者・団体数」をアウトカム指標として設定しているところである。</p> <p>一方、政策評価においては、常時把握が可能な「国産農林水産物消費拡大運動に参加する事業者数」を測定指標として設定していたが、外部有識者等からの意見を踏まえ、上記2つの指標のうち、消費拡大の取組がどれだけ国民の意識変容に効果があったのかを示す測定指標である「国民運動を通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合」に変更することとした。</p> <p>目標値については、基準値である平成27年度の4%を3年間で3倍に増加させることとして、「30年度までに12%に向上」を設定した。また、平成29年度から平成30年度までの目標値の設定に当たっては、毎年度、一定程度増加するものとして設定した。</p> |                |               |             |

現行指標

新設・見直し等を行う指標

| 政策分野                |                  | ③ 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓 [食料産業局] |                 |             |
|---------------------|------------------|--|-----------------|-------------|
| 施策                  |                  | (1) 6次産業化等の取組の質の向上と拡大に向けた戦略的推進           |                 |             |
| 目標                  | 指標               | 基準値<br>(年度・時点)                           | 目標値<br>(年度)     | 29年度<br>目標値 |
| 1 6次産業化等の取組の質の向上と拡大 | (I) バイオマス産業都市の構築 | -<br>(-)                                 | 100地区<br>(30年度) | 85地区        |
|                     |                  |  |                 | 見直し         |

  

| 目標                  | 指標                    | 基準値<br>(年度・時点) | 目標値<br>(年度)     | 29年度<br>目標値 |
|---------------------|-----------------------|----------------|-----------------|-------------|
| 1 6次産業化等の取組の質の向上と拡大 | (I) バイオマス産業都市における産業規模 | -<br>(-)       | 400億円<br>(37年度) | 100億円       |
|                     |                       |                |                 | 見直し         |

※ バイオマス活用推進基本計画（平成22年12月17日閣議決定）の変更が、平成28年9月16日に閣議決定され、変更後のバイオマス活用推進基本計画において、バイオマスを活用した産業については、「2025年（平成37年）に5,000億円の市場が形成」されることを掲げているところである。バイオマス活用推進基本計画に掲げられた農林漁業・農山漁村の活性化や新たな産業の創出の実現に向け、本施策の効果の実態を把握するためには、バイオマスの活用により生み出された経済的価値を測ることが重要であることから、測定指標を「バイオマス産業都市における産業規模」に変更することとした。

目標値については、バイオマス産業の規模におけるバイオマス産業都市の寄与の度合いを、市町村バイオマス活用推進計画数及びバイオマス産業都市の構築数より推計し、バイオマス産業都市における産業規模を設定した。また、平成29年度から平成37年度までの目標値の設定に当たっては、毎年度、一定数程度増加するものとして設定した。

現行指標

新設・見直し等を行う指標

| 政策分野                    |                             | ③ 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓 [食料産業局] |               |             |
|-------------------------|-----------------------------|--|---------------|-------------|
| 施策                      |                             | (2) 食品産業の競争力の強化                          |               |             |
| 目標                      | 指標                          | 基準値<br>(年度・時点)                           | 目標値<br>(年度)   | 29年度<br>目標値 |
| 1 新たな市場を創出するための環境づくりの推進 | (F) 食品関連事業者と農業者の連携に向けての商談件数 | 6件<br>(21年度)                             | 155件<br>(各年度) | 155件        |
|                         |                             |  |               | 見直し         |

  

| 目標                      | 指標                          | 基準値<br>(年度・時点) | 目標値<br>(年度)     | 29年度<br>目標値 |
|-------------------------|-----------------------------|----------------|-----------------|-------------|
| 1 新たな市場を創出するための環境づくりの推進 | (F) 食品関連事業者と農業者の連携に向けての商談件数 | 518件<br>(28年度) | 1,000件<br>(各年度) | 1,000件      |
|                         |                             |                |                 | 見直し         |

※ 農業の経営の発展とともに、食品産業全体の経営の発展のためには、農業者と食品関連事業者との連携により、新たなそして安定的な食材の利用促進を図る必要がある。このため、農業者と食品関連事業者の連携の結びつきを拡げるため、産地懇談会等の開催により、積極的な取組を促すきっかけや環境づくりに取り組んでいることから、「食品関連事業者と農業者の連携に向けての商談件数」を測定指標として選定している。

目標値については、対象事業における過去の実績より、マッチングから商談まで進む割合を約15%と想定しており、平成29年度に対象事業を拡充したため、平成29年度から平成32年度までの各年度の目標値については、事業実施主体（4事業者）の計画から産地及び都市部懇談会によるマッチング総数を推計し、そのうち商談まで進む件数を1,000件として設定した。

現行指標

新設・見直し等を行う指標

| 政策分野                    |                  | ④ グローバルマーケットの戦略的な開拓 [食料産業局] |              |             |     |                         |  |                  |               |             |
|-------------------------|------------------|-----------------------------|--------------|-------------|-----|-------------------------|--|------------------|---------------|-------------|
| 施策                      |                  | (1) 官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進   |              |             |     |                         |  |                  |               |             |
| 目標                      | 指標               | 基準値<br>(年度・時点)              | 目標値<br>(年度)  | 29年度<br>目標値 |     | 目標                      | 指標   | 基準値<br>(年度・時点)   | 目標値<br>(年度)   | 29年度<br>目標値 |
| 1 官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進 | (7) 農林水産物・食品の輸出額 | 4,497億円<br>(24年)            | 1兆円<br>(32年) | -           | 見直し | 1 官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進 | (7) 農林水産物・食品の輸出額   | 4,497億円<br>(24年) | 1兆円<br>(31年)  | -           |
|                         |                  |                             |              |             |     |                         |  |                  |               |             |
|                         |                  |                             |              |             | 新設  |                         | (イ) 新たなJAS規格の制定件数  | -<br>(-)         | 20件<br>(32年度) | -           |
|                         |                  |                             |              |             |     |                         | <p>※ 国内の食市場が縮小する中、340兆円（2009年）から680兆円（2020年）に拡大するといわれる世界の食のマーケットを目指した、日本産農林水産物・食品の輸出拡大が必要であることから、「農林水産物・食品の輸出額」を測定指標として選定している。</p> <p>「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、農林水産物・食品の輸出額を2020年（平成32年）までに1兆円とするとされた目標を、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）において、平成31年に1年前倒し達成を目指すこととされたことを踏まえ、目標年を変更することとした。</p> <p>なお、長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、中間目標値（2016年（平成28年）に7,000億円）を除き単年の目標値は設定していない。</p>  |                  |               |             |
|                         |                  |                             |              |             |     |                         | <p>※ 一般に、規格・認証の活用は、事業者間の取引等において、産品や取組の内容について説明・証明を容易にし、取引の円滑化や販路の開拓等に寄与するものである。</p> <p>今般、国内市場が縮小傾向にある中、海外市場での我が国の輸出強化を図ることは喫緊の課題であるが、価値観や文化、商慣行が異なる者同士が取引を行う海外市場では、必要な情報や信頼の担保のため、規格・認証の活用が有効である。</p> <p>以上を踏まえ、我が国の農林水産分野では低調であった規格・認証への戦略的対応を推進するため、事業者の発意に応じ、国際化を見据え、我が国の強みのアピールにつながる多様なJAS規格を制定・活用し得るよう、JAS法を改正し平成29年6月23日付けて公布した。</p> <p>このような中、制度面の整備だけでなく、事業者が自らの強みを活かせる規格を制定し、取引に活用していくことが重要であることから、まずは事業者の発意に応じた新たなJAS規格の制定を促進することとし、新たに制定されるJAS規格の数を測定指標として選定した。</p> <p>目標値については、これまでよりもJAS規格制定数を大幅に増やしていく必要があることから、当面の目標として、平成29年度から平成32年度までの間に20規格を制定することとして設定した。</p> <p>なお、規格制定には長期にわたる取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、単年度の目標値は設定していない。</p> |                  |               |             |

現行指標

新設・見直し等を行う指標

| 政策分野                           |                         | ④ グローバルマーケットの戦略的な開拓 [食料産業局] |                 |             |     |                                |  |                |                |             |
|--------------------------------|-------------------------|-----------------------------|-----------------|-------------|-----|--------------------------------|--|----------------|----------------|-------------|
| 施策                             |                         | (3) 知的財産の戦略的な創造・活用・保護       |                 |             |     |                                |  |                |                |             |
| 目標                             | 指標                      | 基準値<br>(年度・時点)              | 目標値<br>(年度)     | 29年度<br>目標値 |     | 目標                             | 指標   | 基準値<br>(年度・時点) | 目標値<br>(年度)    | 29年度<br>目標値 |
| 1 知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化 | (i) 植物新品種の品種登録審査に係る処理件数 | 1,019件<br>(26年度)            | 1,000件<br>(各年度) | 1,000件      | 見直し | 1 知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化 | (iv) 我が国農産物の輸出強化につながる品種の海外への品種登録件数   | 0件<br>(29年度)   | 100件<br>(34年度) | -           |
|                                |                         |                             |                 |             |     |                                | ※ 国際競争力のある優良な植物新品種の開発を促進するためには、品種登録審査を着実に実施し、植物新品種の育成者権の適切な保護を図ることが重要であることから、「品種登録審査の着実な推進」を測定指標として選定していた。<br>「農林水産物の輸出強化戦略」(平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、輸出環境の整備の柱として「本物を守る」ため海外での知的財産権の取得等への対応の支援が位置づけられていることから、海外における品種登録数を測定指標とする見直しを行うこととした。<br>目標値については、品種登録に要する期間は国内において平均2.7年程度であるが、海外への出願であること、果樹等は通常より長期になること等を考慮し、期間後半に等比的に増加するものとして設定した。 |                |                |             |

中目標2 農業の持続的な発展

現行指標

新設・見直し等を行う指標

| 政策分野                           |                               | ③ 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進 [農村振興局] |                   |             |     |                                |  |                |                   |             |
|--------------------------------|-------------------------------|---|-------------------|-------------|-----|--------------------------------|--|----------------|-------------------|-------------|
| 施策                             |                               | (3) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策                 |                   |             |     |                                |  |                |                   |             |
| 目標                             | 指標                            | 基準値<br>(年度・時点)                          | 目標値<br>(年度)       | 29年度<br>目標値 |     | 目標                             | 指標   | 基準値<br>(年度・時点) | 目標値<br>(年度)       | 29年度<br>目標値 |
| ① 被災地域の災害に強い新たな食料供給基地としての再生・復興 | (v) 震災の被災地域における営農再開が可能となる農地面積 | -                                       | 約1.7万ha<br>(28年度) | -           | 見直し | ① 被災地域の災害に強い新たな食料供給基地としての再生・復興 | (v) 震災の被災地域における営農再開が可能となる農地面積  | -<br>(-)       | 約1.8万ha<br>(29年度) | 約1.8万ha     |
|                                |                               |   |                   |             |     |                                | ※平成29年6月に改訂された「農業・農村の復興マスタープラン」の「津波被災農地における年度ごとの営農再開可能面積の見直し」において、平成29年度までに約1.8万haの農地が営農再開可能と見込まれることから、これを目標値等に設定した。 |                |                   |             |

現行指標

新設・見直し等を行う指標

| 政策分野                   |                                 | ⑨ 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革 [生産局]             |   |                                 |     |     |
|------------------------|---------------------------------|---|---|---------------------------------|-----|-----|
| 施策                     |                                 | (1) 国産農畜産物の競争力の強化                           |   |                                 |     |     |
| 目標                     | 指標                              | 基準値<br>(年度・時点)                              | 目標値<br>(年度)                                 | 29年度<br>目標値                     |     |     |
| ②畜産クラスター構築等による畜産の競争力強化 | (イ) 国産食肉の利用拡大のための国産牛肉、豚肉、鶏肉の生産量 | 牛肉51万トン<br>豚肉131万トン<br>鶏肉146万トン<br>(平成25年度) | 牛肉52万トン<br>豚肉131万トン<br>鶏肉146万トン<br>(平成37年度) | 牛肉52万トン<br>豚肉131万トン<br>鶏肉146万トン | 見直し |     |
|                        | ③園芸作物等の供給力の強化                   | 66億円<br>(平成25年)                             | 150億円<br>(平成32年)                            | 114億円                           |     | 見直し |
|                        | (ア) 市町村における有機農業の推進体制の整備率        | 16.8%<br>(平成24年度)                           | 50.0%<br>(平成30年度)                           | 37.8%                           |     |     |
| ④有機農産物や薬用作物の生産拡大       | (イ) 薬用作物の収穫面積                   | 458ha<br>(平成24年)                            | 573ha<br>(平成32年)                            | 501ha                           | 見直し |     |
|                        | (イ) 国産食肉の利用拡大のための国産牛肉、豚肉、鶏肉の生産量 | 牛肉51万トン<br>豚肉131万トン<br>鶏肉146万トン<br>(平成25年度) | 牛肉52万トン<br>豚肉131万トン<br>鶏肉146万トン<br>(平成37年度) | 牛肉52万トン<br>豚肉131万トン<br>鶏肉146万トン |     | 見直し |
| ②畜産クラスター構築等による畜産の競争力強化 | (イ) 国産食肉の利用拡大のための国産牛肉、豚肉、鶏肉の生産量 | 牛肉51万トン<br>豚肉131万トン<br>鶏肉146万トン<br>(平成25年度) | 牛肉52万トン<br>豚肉131万トン<br>鶏肉146万トン<br>(平成37年度) | 牛肉52万トン<br>豚肉131万トン<br>鶏肉146万トン | 見直し |     |
| ③園芸作物等の供給力の強化          | (オ) 茶の輸出額                       | 66億円<br>(平成25年)                             | 150億円<br>(平成31年)                            | 118億円                           |     |     |
| ④有機農産物や薬用作物の生産拡大       | (ア) 全耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合       | 0.4%<br>(平成24年度)                            | 1%<br>(平成30年)                               | 0.7%                            | 見直し |     |
|                        | (イ) 薬用作物の栽培面積                   | 524ha<br>(平成27年)                            | 630ha<br>(平成32年)                            | 564ha                           |     |     |

現行指標

新設・見直し等を行う指標

| 政策分野                       |  | ① 先端技術の活用等による生産・流通システムの革新等 [生産局] |                  |             |     |     |                            |  |                      |                       |          |
|----------------------------|--|----------------------------------|------------------|-------------|-----|-----|----------------------------|--|----------------------|-----------------------|----------|
| 施策                         |  | (1) 先端技術の活用等による生産・流通システムの革新      |                  |             |     |     |                            |  |                      |                       |          |
| 目標                         | 指標   | 基準値<br>(年度・時点)                   | 目標値<br>(年度)      | 29年度<br>目標値 | 見直し | 目標  | 指標                         | 基準値<br>(年度・時点)   | 目標値<br>(年度)          | 29年度<br>目標値           |          |
| ①省力化・低コスト化技術等の導入           | (ア) 農林水産業・食品産業分野において省力化等に貢献する新たなロボットの導入機種数 | -<br>(平成27年度)                    | 20機種<br>(平成32年度) | -           |     | 見直し | ①省力化・低コスト化技術等の導入           | (ア) 農林水産業・食品産業分野において省力化等に貢献する新たなロボットの導入機種数<br><br>ロボット技術に関する研究開発や実証等の取組の進展を踏まえて、年目標を新たに設定した。<br>年度ごとの目標値については、「ロボット新戦略」(平成27年2月日本経済再生本部決定)で定められたKPIに基づき、研究開発や実証等の取組の進展を踏まえて、毎年、段階的に導入機種数が増加していくものとして設定した。  | -<br>(平成27年度)        | 20機種<br>(平成32年度)      | 10機種     |
| 施策                         |  | (1) 先端技術の活用等による生産・流通システムの革新      |                  |             |     |     | (3) 効果的な農作業安全対策の推進         |  |                      |                       |          |
| 目標                         | 指標   | 基準値<br>(年度・時点)                   | 目標値<br>(年度)      | 29年度<br>目標値 | 見直し | 目標  | 指標                         | 基準値<br>(年度・時点)   | 目標値<br>(年度)          | 29年度<br>目標値           |          |
| ①省力化・低コスト化技術等の導入           | (エ) ガイドラインに則したGAP導入産地割合                    | 23%<br>(平成25年度)                  | 70%<br>(平成30年度)  | 51%         |     | 見直し | ① 農作業事故による死亡者数を減少          | (イ) 国際水準GAPの認証取得経営体数<br><br>食料・農業・農村基本計画においては、「農業者や産地において、農業生産工程管理(GAP)の導入が進んでいるものの、取組の水準にばらつきが見られることから、「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に則した一定水準以上のGAPの普及、拡大を推進する」とこととされている。このため、「ガイドラインに則したGAP導入産地割合」を指標として選定していた。<br>しかしながら、ガイドラインに則したGAPをさらに発展させた国際水準のGAPを実践する農業者の拡大が重要となっているため、国際水準GAPの認証取得経営体数として指標を再設定した。                  | 4,500経営体<br>(平成28年度) | 13,500経営体<br>(平成31年度) | 5,500経営体 |
| 施策                         |  | (2) 異常気象などのリスクを軽減する技術の確立         |                  |             |     |     | (2) 異常気象などのリスクを軽減する技術の確立   |  |                      |                       |          |
| 目標                         | 指標   | 基準値<br>(年度・時点)                   | 目標値<br>(年度)      | 29年度<br>目標値 | 見直し | 目標  | 指標                         | 基準値<br>(年度・時点)   | 目標値<br>(年度)          | 29年度<br>目標値           |          |
| ①高温等の影響を回避・軽減できる適応技術や品種の普及 | (ア) 気候変動適応技術数                              | -<br>(平成27年度)                    | 6技術<br>(平成32年度)  | 2技術         |     | 見直し | ①高温等の影響を回避・軽減できる適応技術や品種の普及 | (ア) 高温耐性品種(水稲)作付面積割合<br><br>政策手段である産地リスク軽減技術総合対策事業が廃止となったことから、本測定指標に対応しうる適応技術の確立状況が把握できなくなったことにより、見直すもの。<br>食料・農業・農村基本計画において、高温等の影響を回避又は軽減できる適応技術や品種の開発と普及を推進するとされているため、高温等の影響を回避・軽減できる適応品種や技術の導入を図っていくことが重要であることから、殆どの都道府県において栽培されており、多数の府県で白米熟粒等の高温障害の発生が報告されている水稲について、主食用水稲の作付面積(統計部公表)に対する高温耐性品種の作付面積(農環課調べ)の割合を指標として選定した。 | 6.2%<br>(平成27年度)     | 10.0%<br>(平成32年度)     | 7.0%     |

現行指標

新設・見直し等を行う指標

| 政策分野              |   | ⑬ 農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション [生産局] |                      |             |     |                      |  |                       |                           |               |
|-------------------|---|----------------------------------|----------------------|-------------|-----|----------------------|--|-----------------------|---------------------------|---------------|
| 施策                |   | (1) 気候変動に対する緩和・適応策の推進            |                      |             |     |                      |  |                       |                           |               |
| 目標                | 指標  | 基準値<br>(年度・時点)                   | 目標値<br>(年度)          | 29年度<br>目標値 |     | 目標                   | 指標   | 基準値<br>(年度・時点)        | 目標値<br>(年度)               | 29年度<br>目標値   |
| ①省温室効果ガスの排出削減     | -   | -                                | -                    | -           | 新設  | ①省温室効果ガスの排出削減・吸収量の確保 | (イ)「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)における農地土壌炭素吸収源対策による土壌炭素貯留量(吸収量)目標の達成  | 757万t-CO2<br>(平成25年度) | 696~890万t-CO2<br>(平成42年度) | 708~828万t-CO2 |
|                   | <p>「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)において、農地土壌炭素吸収源対策により、2030年度までに696~890万t-CO2の土壌炭素貯留量(吸収量)を目標としていることから、新たに指標として選定した。</p> |                                  |                      |             |     |                      |  |                       |                           |               |
| 施策                |   | (2) 環境保全型農業の推進                   |                      |             |     |                      |  |                       |                           |               |
| 目標                | 指標  | 基準値<br>(年度・時点)                   | 目標値<br>(年度)          | 29年度<br>目標値 |     | 目標                   | 指標   | 基準値<br>(年度・時点)        | 目標値<br>(年度)               | 29年度<br>目標値   |
| ①環境保全効果の高い営農活動の推進 | (ア) エコファーマー累積新規認定件  | 286,178件<br>(平成25年度)             | 323,000件<br>(平成31年度) | 310,558件    | 見直し | ①環境保全効果の高い営農活動の推進    | (ア) 全耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合  | 0.4%<br>(平成24年度)      | 1%<br>(平成30年度)            | 0.7%          |
|                   | (イ) 市町村における有機農業の推進体制の整備率  | 16.8%<br>(平成24年度)                | 30.0%<br>(平成30年度)    | 37.8%       |     |                      | <p>環境保全型農業の取組においてエコファーマー認定との関係では、環境保全型農業直接支払交付金を受けるための必須条件としていないことや、エコファーマー認定件数の増加に直接結びついておらず、達成状況を示す最適な指標に見直しを行うこととした。</p> <p>また、市町村における有機農業の推進体制の整備率についても、併せて有機農産物の生産拡大の達成状況を直接的に示す指標に見直しするため、28年度から有機農業の取組面積に係る調査方法を見直した上で、「全耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合」の指標として再設定した。</p> <p>※ 評価実施時期に評価対象年の実績値を把握できないことから、年ごとの目標値は前年度の値を記入している。</p> |                       |                           |               |



## 中目標3 農村の振興

### 現行指標

### 新設・見直し等を行う指標

| 政策分野   |                  | ⑮ 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出 [食料産業局] |                 |             |     |  |  |                |                 |             |
|--|------------------|------------------------------------|-----------------|-------------|-----|--|--|----------------|-----------------|-------------|
| 施策   |                  | (1) バイオマスを機軸とする新たな産業の振興            |                 |             |     |  |  |                |                 |             |
| 目標   | 指標               | 基準値<br>(年度・時点)                     | 目標値<br>(年度)     | 29年度<br>目標値 |     | 目標   | 指標   | 基準値<br>(年度・時点) | 目標値<br>(年度)     | 29年度<br>目標値 |
| 1 バイオマスを活用した持続可能な事業創出により生み出された経済的価値による、農業振興や地域活性化の実現 | (7) バイオマス産業都市の構築 | -                                  | 100地区<br>(30年度) | 85地区        | 見直し | 1 バイオマスを活用した持続可能な事業創出により生み出された経済的価値による、農業振興や地域活性化の実現 | (1) バイオマス産業都市における産業規模  | -<br>(-)       | 400億円<br>(37年度) | 100億円       |
|  |                  |                                    |                 |             |     |  | <p>※ バイオマス活用推進基本計画（平成22年12月17日閣議決定）の変更が、平成28年9月16日に閣議決定され、変更後のバイオマス活用推進基本計画において、バイオマスを活用した産業については、「2025年（平成37年）に5,000億円の市場が形成」されることを掲げているところである。バイオマス活用推進基本計画に掲げられた農山漁村の活性化や新たな産業の創出の実現に向け、本施策の効果の実態を把握するためには、バイオマスの活用により生み出された経済的価値を測ることが重要であることから、測定指標を「バイオマス産業都市における産業規模」に変更することとした。</p> <p>目標値については、バイオマス産業の規模におけるバイオマス産業都市の寄与の割合を、市町村バイオマス活用推進計画数及びバイオマス産業都市の構築数より推計し、バイオマス産業都市における産業規模を設定した。また、平成29年度から平成37年度までの目標値の設定に当たっては、毎年度、一定数程度増加するものとして設定した。</p> |                |                 |             |

## 中目標4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展

### 現行指標

### 新設・見直し等を行う指標

| 政策分野            |    | ⑰ 森林の有する多面的機能の発揮 |             |             |    |                 |  |                |             |             |
|-----------------|----|------------------|-------------|-------------|----|-----------------|--|----------------|-------------|-------------|
| 施策              |    | (2) 再造林等適切な更新の確保 |             |             |    |                 |  |                |             |             |
| 目標              | 指標 | 基準値<br>(年度・時点)   | 目標値<br>(年度) | 29年度<br>目標値 |    | 目標              | 指標   | 基準値<br>(年度・時点) | 目標値<br>(年度) | 29年度<br>目標値 |
| ③野生鳥獣による被害対策の推進 | -  | -                | -           | -           | 新設 | ③野生鳥獣による被害対策の推進 | (ア) 鳥獣害防止森林区域を設定した市町村のうちシカによる新たな森林被害発生面積が減少した市町村の割合  | -              | 対前年度以上      | -           |
|                 |    |                  |             |             |    |                 | <p>※ 再造林を確実に実施していくためには、深刻化するシカによる食害等の対策が不可欠であり、さらにシカ個体数の増加が推定される中、シカ被害の対策の確実な推進が重要である。</p> <p>こうしたことから、平成28年5月の森林法改正では、重点的にシカ被害対策を講ずるため市町村等が設定する「鳥獣害防止森林区域」に関する制度が創設された（平成29年度施行）ところである。</p> <p>このため、「鳥獣害防止森林区域」を設定した市町村において、シカ被害に関する施策の効果がどのように発揮されたかという観点から評価できるよう当該指標を設定した。</p> <p>各年度の目標値については、シカ被害発生面積が減少した市町村の割合を前年度より増加させることとした。</p> <p>※「実績値」については、評価書実施時期までに評価対象年度の実績値の把握が困難なことから前年度実績値を用いて評価を行う。</p> |                |             |             |